

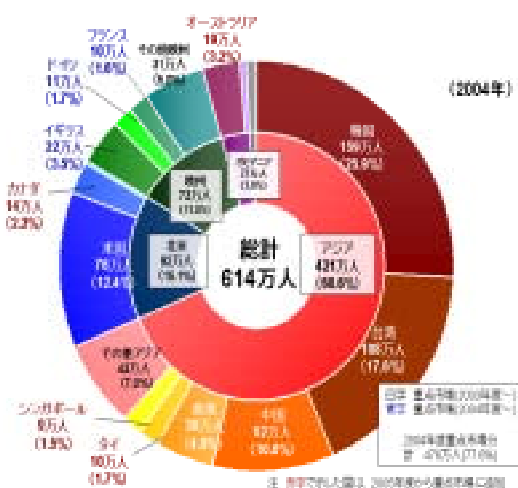
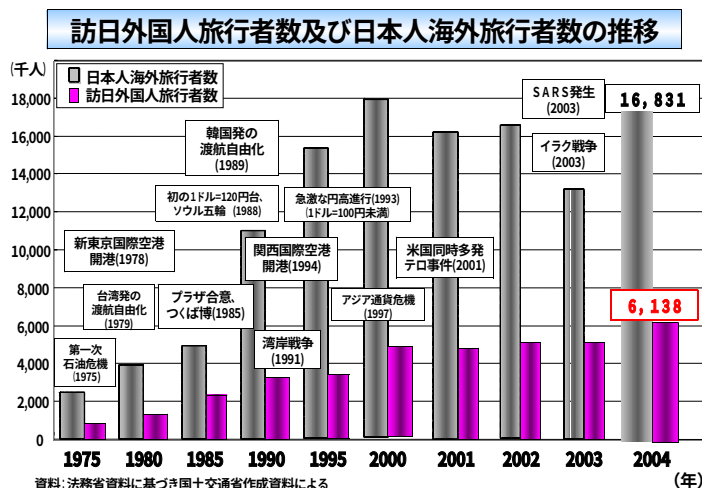
平成16年度観光の状況

第1章 「外国人旅行者倍増」に向け飛躍の年

第1節 これまでの外国人旅行者倍増への取組

1 日本の観光の状況

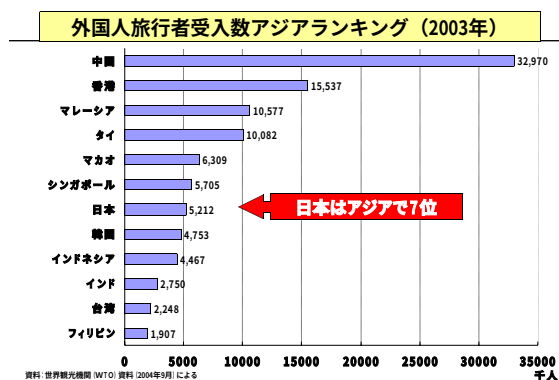
これまでの我が国の国際観光政策は、経済摩擦問題等から、まずアウトバウンド政策を展開し、日本人海外旅行者数が急速に伸びることとなった。一方で、訪日外国人旅行者数は伸び悩み、アウトバウンド数とインバウンド数の格差が拡大した状況の中、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」など外客誘致のための取組が推進された結果、平成16年には、訪日外国人旅行者が614万人と初めて600万人台に達することとなった。また、これらの訪日外国人旅行者を国別でみた場合、7割はアジア地域からの旅行者であり、さらに、韓国、台湾及び中国からの旅行者がその8割を占めている。



2 国際観光を巡る近年の世界の動向

平成15年のSARSの影響後、東アジア諸国における海外旅行は好調に推移しており、世界観光機関（WTO）では、日本を含む東アジア・太平洋地域における国際観光客到着数は世界的にも今後最も伸びると予想されている。

一方、平成15年の日本の外国人旅行者受入数は、アジア諸国の中で「7位」と平成2年の「5位」から低下してきており、外国人旅行者を増やすための取組が引き続き必要となっている。



外国人旅行者受入アジアランキングの推移 (単位：万人)

1990年	受入者数	2003年	受入者数
①マレーシア	745	①中国	3297
②香港	658	②香港	1554
③タイ	530	③マレーシア	1058
④シンガポール	484	④タイ	1008
⑤日本	324	⑤マカオ	631
⑥韓国	296	⑥シンガポール	571
⑦マカオ	251	⑦日本	521
⑧インドネシア	218	⑧韓国	475
⑨台湾	193	⑨インドネシア	447
⑩中国	175	⑩台湾	225
アジア全体	5,260	アジア全体	11,929

3 我が国政府の最近の動き

我が国においては、平成14年の通常国会の施政方針演説において、小泉総理大臣が海外からの旅行者の増加やそれに伴う地域活性化に言及して以来、観光立国に向けた取組を強化している。16年度においても、具体的には、観光立国実現のための施策を効果的かつ総合的に実施するため、平成16年5月から「観光立国推進戦略会議」（官房長官主宰。座長：牛尾治朗ウシオ電機会長。）が開催され、「競争」と「プライオリティ」という「民」の視点を重視して、官民一体となって取り組むべき55の提言を同年11月にとりまとめた。

4 外国人旅行者倍増への取組

(1) ビジット・ジャパン・キャンペーンの積極的展開

① これまでの取組

平成15年4月から、訪日外国人旅行者数を飛躍的に増加させることを目的に「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が開始され、16年度においても様々な誘客活動を展開した。

具体的には、中国や韓国における旧正月休み期間である平成17年2月5日（土）から20日（日）の間を「YOKOSO! JAPAN WEEKS」として設定し、国内外において集中的にこれらの地域からの誘客のためのキャンペーン事業を実施した。



YOKOSO! JAPAN
WEEKS のロゴマーク



YOKOSO! JAPAN
WEEKS オープニングイ
ベントの模様（美勇伝）

② ビジット・ジャパン・キャンペーンの成果と評価

ビジット・ジャパン・キャンペーン事業については、客観的な事業評価を行っており、高い業績を上げている事業としては、東北地方の自治体が連携して「祭り」にテーマを絞って海外からの観光関係者を招請した結果、東北へのツアー商品増加につながるという成果（8,000名以上の外国人旅行者の訪日を実現）をあげているものがある。

(2) 外国人旅行者受入体制の整備

外国人が一人歩きできる環境整備のため、観光施設、宿泊施設、公共交通機関、道路等における案内表示や情報提供の充実に関して様々な取組が行われた。

- ・ 全国の観光地における分かりやすい案内標識整備のため、外国語表記に関するガイドラインを検討
- ・ 観光案内所における多言語での対応が可能な人材育成のための研修会の開催

- ・ 路線名や駅名へのナンバリングの実施

横浜市交通局	平成14年 4月実施
東京メトロ・東京都交通局・愛知環状鉄道	平成16年 4月実施
大阪市交通局・北大阪急行電鉄・大阪港トランスポートシステム	平成16年 7月実施
名古屋市交通局・名古屋臨海高速鉄道・名古屋ガイドウェイバス ・神戸市交通局・北神急行電鉄	平成16年10月実施
京都市交通局	平成16年11月実施
愛知高速交通	平成17年 3月実施



- ・ 国際観光振興機構の総合観光案内所（T I C：ツーリスト・インフォメーション・センター）の365日無休営業化
- ・ 平成16年11月、J R東日本が成田空港駅及び空港第2ビル駅に訪日外国人旅行センターを設置

(3) 外国人旅行者受入に関する国民の意識

国土交通行政イン

ターネットモニター

(777名)に対し行った、

「観光立国」に関

するアンケート調査

結果を紹介。(平成1

7年2月実施。有効

回答数:667名。)

① 海外からの観光

客数について、「大

幅に増えて欲しい」

と「多少増えて欲

しい」を挙げた者の合計は76.9%。

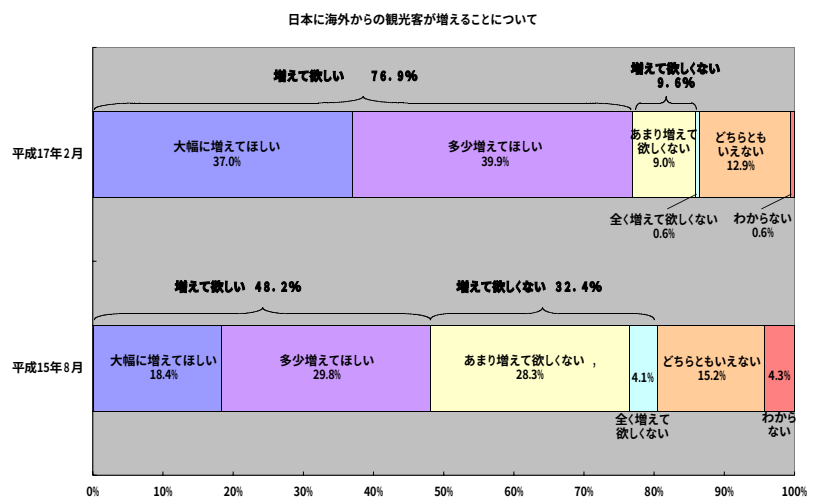
② 外国人旅行者受入に関する意識：

1) メリット：「日本をよく理解してもらうことにつながる」を挙げた者が最多

2) デメリット：「犯罪者が入国し、犯罪の増加につながることに心配」を挙げた者が最多

③ 外国人旅行者に対し、日本のどのような点をアピールすべきか：

「祭・古典芸能・寺社仏閣など日本の伝統・歴史・文化」を挙げた者が最多。以下、「風光明媚な自然」、「日本の先進的な技術・施設」、「日本の清潔さ・安全性」。



第2節 訪日外国人旅行者増加に関する平成17年度における展望

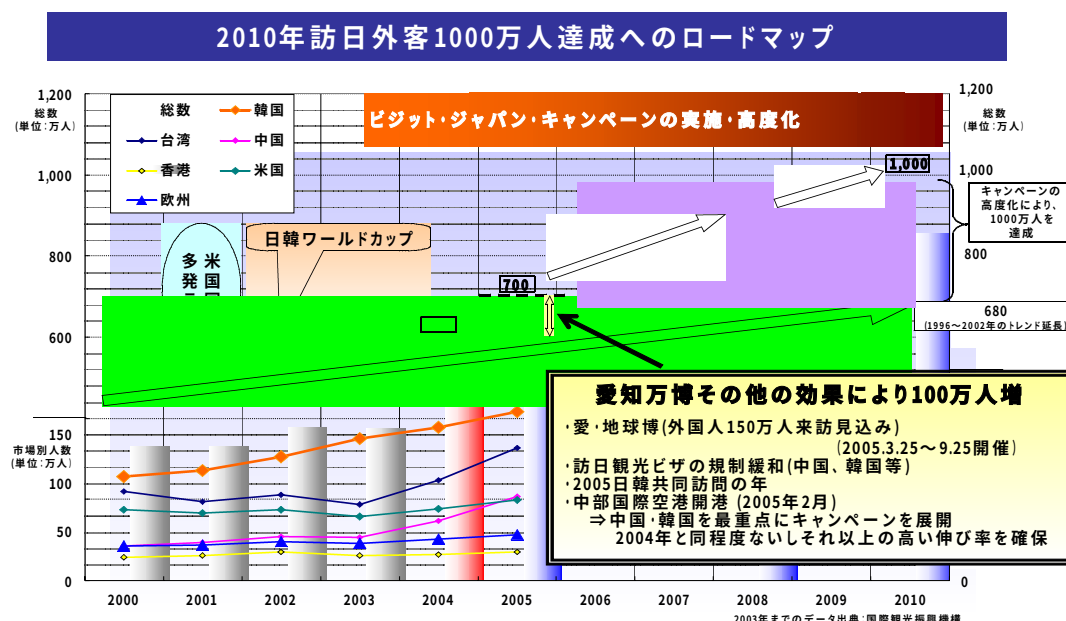
世界観光機関（WTO）は、全世界の外国人旅行者数は2010年には10億人、2020年には16億人に達すると予想しており、とりわけ2000-2010年の国際観光客到着数の地域別予測伸び率（WTO予測）は、東アジア・太平洋地域が7.7%と、世界平均の4.2%を大幅に超えるとしており、わが国の国際観光交流の一層の拡大が期待されている。

こうした中、平成17年は訪日外国人旅行者数「700万人」を目標に、

- オーストラリア、カナダ、タイ及びシンガポールの重点市場への追加
- 愛・地球博開催に関連して中部国際空港開港を活用した日本観光のPR事業
- 中国、韓国、台湾等に係るビザ緩和等入国手続の簡素化・迅速化

等のビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとする諸施策を展開していくこととしている。

さらに、平成18年以降も、国際拠点空港の容量拡大やビザ規制緩和を踏まえた重点的キャンペーンの展開、平成20年の北京五輪や平成22年の上海万博を活用して中国への訪問客を日本へも誘客する等の取組を行い、2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人とする目的の達成に向けて引き続き取り組んでいく。



第3節 今後の課題

1 外国人受入体制の整備

案内標識の多言語表示や通訳ガイド制度の充実等更なる外国人旅行者受入体制の整備を図るため「通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法案」を平成17年通常国会に提出した。

また、17年度より観光ルネサンス事業を創設し、地域における国際競争力のある観光地づくりを支援していくこととしている。

2 観光を支える人材の育成・強化

今後、観光を支える専門的知識を有する人材に対する需要は高まっていくことが見込まれ、大学における専門・総合教育を通じた観光を支えるの人材の育成や、観光カリスマ塾による成功体験の共有による地域レベルの人材の育成に努めることとしている。

3 文化観光の推進

訪日外国人旅行者が、日本の歴史・伝統文化に触れ、日本に対する理解を深められるようにそのために必要な観光コンテンツの開発や人材の育成を通じて、日本の歴史・伝統・文化に根ざした観光地づくりを進めていくことが求められている。今後の観光立国の推進においては、単に旅行者数の量的な拡大を目指すだけでなく、観光の質的深化についても追及し、より魅力的な日本を世界にアピールしていくことが重要である。

4 国際観光交流の意義の再認識

外国人旅行者の受入体制の整備で最も重要なことは、国民一人一人の意識の向上である。観光には、経済の活性化、美しく魅力ある日本の形成、地域や日本の歴史文化の再認識、国際相互理解の増進等の様々な意義があることから、これらの意義を国民が認識し、積極的に外国人旅行者とのコミュニケーションを図っていくことが重要である。

第2章 観光の現状

第1節 国民の観光の動向

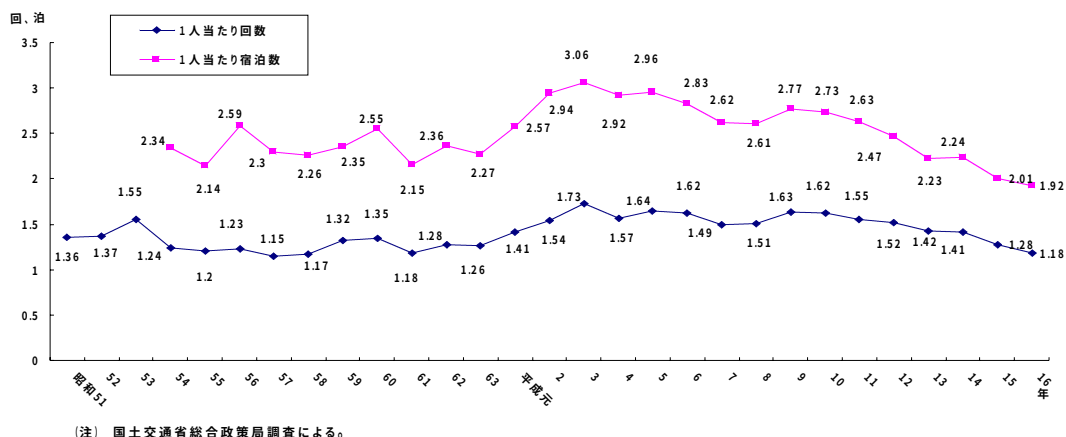
1 国民の国内宿泊旅行の動向

平成16年の一人当たり国内宿泊観光旅行回数・宿泊数は、減少傾向。

国民一人当たり宿泊観光旅行の回数は1.18回（対前年比 8.0%減）

宿泊観光旅行の泊数は1.92泊（対前年比 4.0%減）

国民一人当たりの年間宿泊観光旅行回数及び宿泊数の推移（平均）

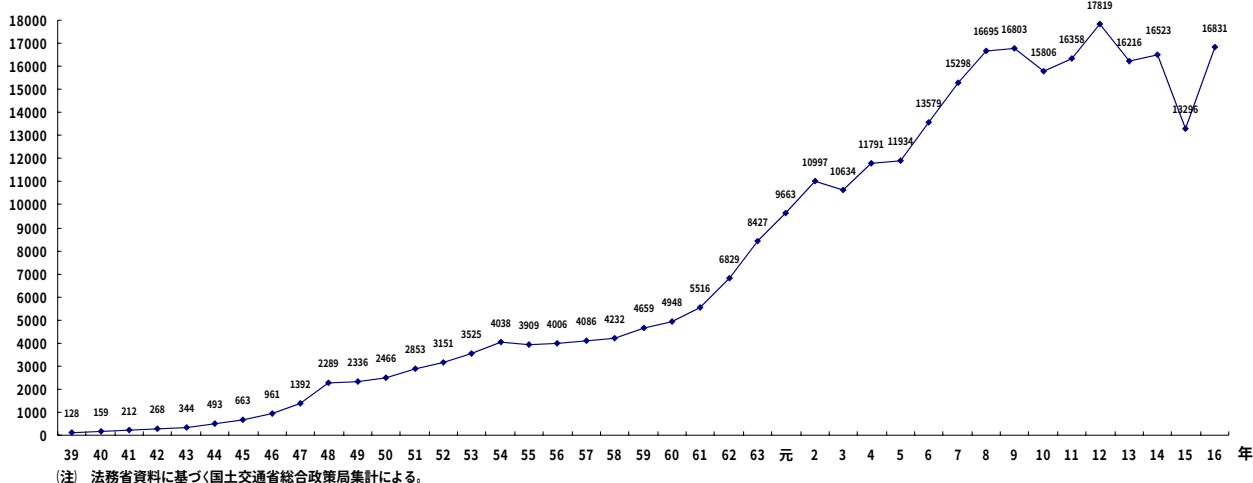


2 国民の海外旅行の動向

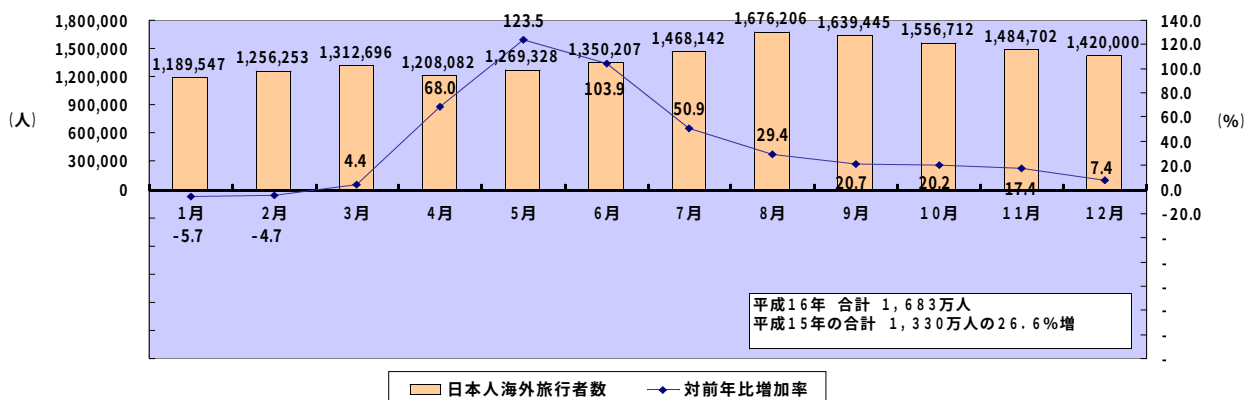
平成16年の海外旅行者数は1,683万人と、過去最高を記録した平成12年の1,781万人に次ぐ人数となった。前年に比べると353万人、26.6%増となった。月別にみると、前年に発生したSARSの影響で前年同月比マイナス傾向から、16年3月からは回復基調に転じ、4～6月は前年の低迷の反動から大幅な伸びを示した。また円高の進行やいわゆる「韓流ブーム」も海外旅行者増に寄与したと考えられる。

日本人海外旅行者数の推移

(千人)



日本人海外旅行者数の推移（平成16年月別）



(注) 法務省資料に基づく国土交通省総合政策局集計による。

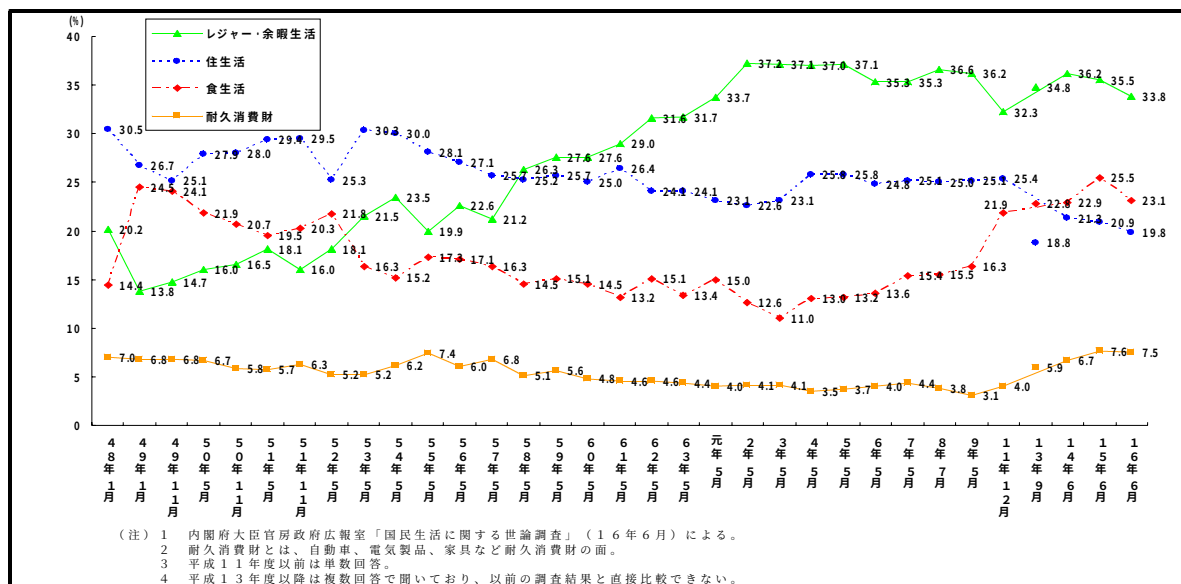
3 旅行関連消費支出の推移

家計調査によれば、平成16年の1世帯当たりの旅行関連消費支出（国内旅行、海外旅行の区別は無い）は、13万2,815円（対前年比6.3%増）であり、また、旅行関連消費支出の自由時間関連支出に占める割合をみると、家計消費支出全体に占める割合は上昇に転じた。

4 国民の旅行等に関する意識の動向

(1) 「国民生活に関する世論調査」（平成16年6月）によると、今後の生活で特に重点をおきたい分野としては、「レジャー・余暇生活」を挙げる者が33.8%となっており、「食生活」などを抑えて最も高い。

今後の生活の力点(推移)

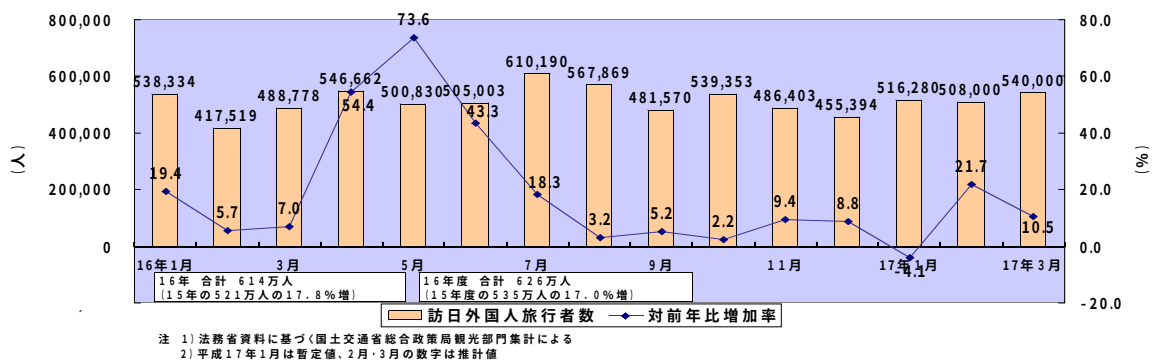


(2) (財) 社会経済生産性本部の調査によれば、国民の余暇活動の潜在需要を参加希望率から実際の参加率を引いた数値で見ると、第1位は性・年齢を問わず「海外旅行」、第2位が「国内観光旅行(避暑、避寒、温泉など)」となっている。このように、観光旅行に対する潜在需要は多様な余暇活動の中で依然として高いことが伺える。

第2節 外国人の訪日観光の動向

- 平成16年の訪日外国人旅行者は614万人（対前年比17.8%増）と大幅に増加している。14年の523.9万人を超え過去最高を更新し、前年にSARSの影響で伸び悩んだ状態から回復した。この背景の一つとしては「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の効果が挙げられる。

訪日外国人旅行者の月別推移（平成16年）



- 平成16年の国・地域別訪日外国人旅行者数は、韓国が8.8%増の159万人と順調な伸びを維持し、6年連続で首位となった。以下、台湾108万人（37.6%増）、アメリカ76万人（15.8%増）、中国62万人（37.3%増）、香港30万人（15.4%増）の順となっている。

第3節 世界における観光の動向

- 1 世界観光機関（WTO）によると、平成15年に各国が受け入れた外国人旅行者総数は6億9,073万人（対前年比1.7%減）、各国旅行収入総計は、5,232億ドル（対前年比8.9%増）となり、旅行者総数は微減したが、旅行収入総計は増加した。
- 2 世界観光機関（WTO）は、平成12年、東アジア・太平洋地域の国際観光客は平成12年から平成22年の間に年平均7.7%の大きな伸びを示し、平成22年には1億9,500万人に達するという推計を発表した。

世界観光機関（WTO）による地域別外国人旅行者受入数の将来推計
（単位：百万人、%）

	平成22年の外国人旅行者受入れ数（推計）	平成12年～22年の年平均増加率（推計）
全 世 界	1,006.4	4.2
ア フ リ カ	47.0	5.6
南 北 ア メ リ カ	190.4	3.9
東アジア・太平洋	195.2	7.7
欧 州	527.3	3.0
中 東	35.9	7.0
南 ア ジ ア	10.6	6.7

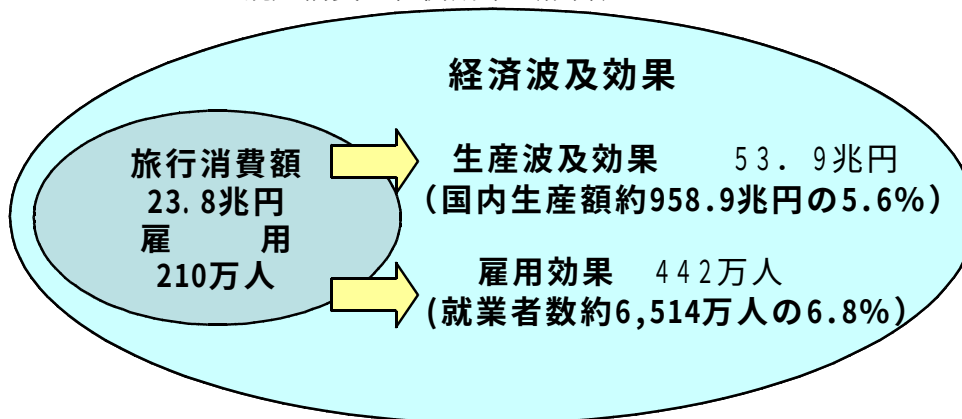
（注）：世界観光機関（WTO）資料に基づき国土交通省総合政策局観光部作成。

第4節 旅行の経済に与える影響

平成15年度のわが国における旅行消費額は23.8兆円、これによる生産波及効果は53.9兆円、雇用創出効果は442万人である。

- ・旅行消費額 23.8兆円
- ・生産波及効果 53.9兆円
- ・雇用創出効果 442万人

観光消費の経済効果（推計）



第3章 訪日促進を中心とする国際観光交流促進施策

第1節 ビジット・ジャパン・キャンペーンを中心とした日本の魅力のPR活動

1 ビジット・ジャパン・キャンペーン

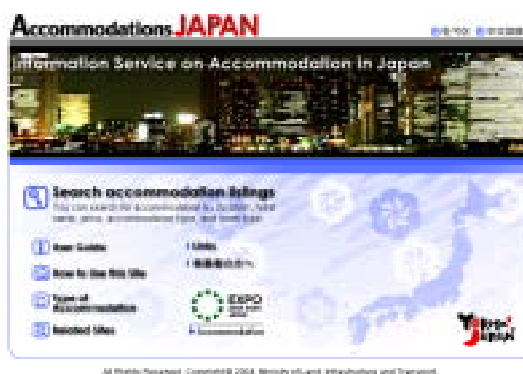
2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするという目標を達成するため、平成15年度より、国、地方公共団体及び民間が共同して取り組む「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を「YOKOSO! JAPAN」のロゴ・キャッチフレーズのもと、展開している。

本キャンペーンでは、訪日促進の重点国・地域を絞り（平成15年度は、韓国、台湾、米国、中国、香港。16年度より、英国、ドイツ、フランスが追加、さらに17年度より、オーストラリア、カナダ、タイ、シンガポールが追加されることとなっている。）、各国・地域ごとの特性に応じて、様々な事業を組み合わせる実施している。

▼ ビジット・ジャパン・キャンペーン のロゴ・キャッチフレーズ



▼外国人向け宿泊情報予約サイト



2 国際観光振興機構による広報・宣伝活動

平成15年10月1日、特殊法人国際観光振興会が、新たに独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）として発足した。国際観光振興機構は、世界の主要13都市に海外宣伝事務所を設け、海外での訪日旅行促進キャンペーンや6言語によるウェブサイト運営するなど、在外公館、地方公共団体、関係団体等と協力、連携しながら、積極的に日本の観光魅力の広報、宣伝活動を行っている。

3 在外公館等による日本の紹介活動

在外公館は、対日理解の増進のため様々な努力を行っており、特に世界34カ所に「広報文化センター」を設置し、広報・文化活動を活発に行い、日本の魅力を発信している。また、独立行政法人国際交流基金の事業や日本放送協会（NHK）の国際放送などを通じて、わが国の文化等の紹介を行っている。

第2節 愛・地球博への取組

1 2005年日本国際博覧会（「愛・地球博」）への開催に向け、（財）2005年日本国際博覧会協会が実施する会場内外の施設整備等に支援を行った。また、日本政府が出展するパビリオン（日本館）の建設を行い、3月25日に開幕を迎えた。

- 2 愛・地球博には、海外から150万人の来訪者が見込まれていることから、未だ外国人旅行者に知られていない全国の観光地への誘客促進に向けた新たな観光ルート開発やこれを盛り込んだ商品造成を支援する事業を実施した。

第3節 外国人旅行者の受入体制の整備

- 1 外国人旅行者の一人歩きを容易にするための「訪日外国人旅行環境整備事業」を実施するとともに、観光案内所関係者の研修等の人材育成を行った。
- 2 国際観光テーマ地区に「国際交流拠点」や「快適観光空間」の整備を推進した。
- 3 外国人総合観光案内所、「i」案内所や案内標識の整備を推進した。
- 4 通訳ガイド制度の充実等更なる外国人旅行者受入体制の整備を図るとともに、善意通訳（グッドウィル・ガイド）の普及・拡大を図った。
- 5 東アジアの複数都市と日本とで共通に利用できる交通系ICカードの研究を行った。

第4節 低コスト観光の提供

ウェルカムカード、外国人旅行者向け割引運賃、低廉旅行情報等の提供など、外国人旅行者の旅行費用の低廉化の取組を各方面で推進した。

第5節 地方公共団体や民間における国際交流の拡大

地方公共団体においては、世界の都市と活発な姉妹都市交流が行われている。

また、国際民間交流の拡大に向けて7カ国との間でワーキング・ホリデー制度を実施している。

第6節 国際コンベンション等の振興

国際コンベンションの誘致や開催に向けた支援などを行った。

第7節 外国人旅行者の出入国手続きの円滑化

平成16年3月1日からは韓国人修学旅行生に対する査証免除措置や、検疫感染症流行地域からの入国者に事前に質問票を配布する等の検疫手続きの円滑化など出入国管理、査証発給手続、検疫、通関等の各種手続きの円滑化を図った。

第8節 世界の国々との観光交流強化の取組

- 1 日韓、日米等との二国間の観光協議を行うとともに、中国国民訪日団体観光旅行での査証発給対象地域を追加した。
- 2 ASEAN+3会合や国際機関等への協力を通じた国際観光交流の促進を図った。
- 3 国際協力機構を通じた開発途上国の観光振興に対する協力を行った。

第4章 国民の観光旅行促進施策

第1節 休暇取得の促進

- 1 労働時間は昭和63年以降大幅に減少しているが、平成16年における労働者1人平均の年次有給休暇の付与日数等について見ると、付与日数は18.0日、そのうち労働者の取得した日数は8.5日で、取得率は47.4%となっており、15年の48.1%からやや低下している。
- 2 長期家族旅行の普及・定着のための環境整備について検討するため、関係省庁が連携し、国民各層から幅広い参加を得て「長期家族旅行国民推進会議」（座長：島田晴雄内閣府特命顧問）を開催した。平成16年6月に報告書（「家族仕様」の旅文化を拓く）をとりまとめた。
- 3 社団法人日本ツーリズム産業団体連合会では、旅行需要の平準化を図るため、9月から11月にかけて数回ある3連休の前後に有給休暇の取得を呼び掛け、連続休暇（秋休み）による新しい休暇シーズンを創り出す「秋休みキャンペーン」を引き続き実施した。

第2節 国民の観光需要の喚起

- 1 地方公共団体と観光産業が協力して、平成16年4月16日から3日間にわたりナゴヤドームで行い、20万人を超える入場者を記録した「旅フェア2004」の開催を支援した。

▼旅フェア2004 (ナゴヤドーム)



- 2 グリーン・ツーリズムポータルサイトにおいて、全国各地の農林漁業体験や都市と農山漁村の交流イベント等の情報発信を行った。
- 3 民間主体の「オーライ！ニッポン会議」が主体となって、田舎体験やイベント等を行い都市と農山漁村の共生・対流を推進した。

第3節 多様な旅行商品の提供

- 1 旅行に関わるインターネットを活用した取引は拡大しており、旅行会社は旅行者ニーズの多様化に対応した旅行商品の造成や情報提供に努めている。
- 2 航空、乗合バス、タクシー、鉄道等公共交通機関や高速道路において、各種割引運賃・チケット等が設定されるなど、多様な商品提供が行われている。

第4節 旅行業等における公正な競争の確保

旅行業及び観光土産品の公正取引協議会に対し、各種公正競争規約が適正に運用されるよう指導を行うなど、公正な競争の確保を図った。

第5節 日本人の海外旅行の円滑化

出入国管理、査証発給手続き、検疫、通関等の各種手続きの円滑化を図った。感染症の流行地域からの入国者に対しては健康状態のチェックや、医師による健康相談を行っている。

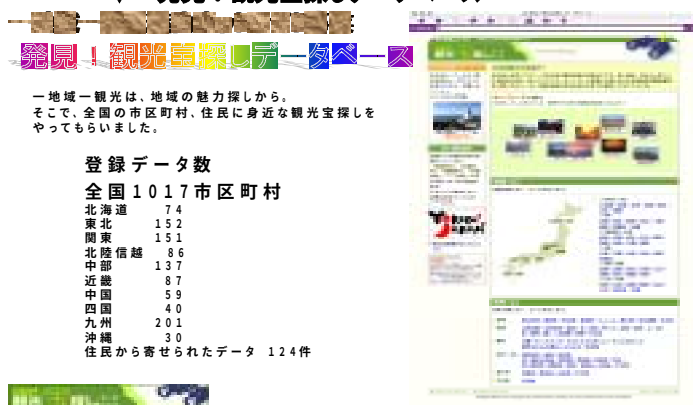
第5章 観光交流空間の形成

第1節 観光地の魅力の向上

1 総合的、広域的な観光地づくり支援

- (1) 地域の個性を生かした魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組を総合的、重点的に支援する「観光交流空間づくりモデル事業」を実施した。
- (2) 都市再生・構造改革特区・地域再生と一体となった観光振興を推進・支援した。
- (3) 地域における観光振興を成功に導いた人々を「観光カリスマ」として選定し、公表した。
平成17年3月までで、全国で合計100人を観光カリスマとして選定している。
- (4) 平成15年7月の観光立国関係閣僚会議で決定された「観光立国行動計画」に基づき、昨年度から国土交通省のホームページに掲載している「発見！観光宝探しデータベース」(地域の観光魅力を1千件以上登録)の更なる充実に取り組んだ。

▼ 発見！観光宝探しデータベース



- (5) 自動車旅行者をターゲットに一定のテーマコンセプトをもとに広域観光案内板等を整備する「広域観光テーマルート整備事業」を推進した。
- (6) 「グリーン・ツーリズム」の推進、「エコツーリズム」の推進、「産業観光」振興施策の検討、「フィルムツーリズム」の活動の支援、「サイクルツアー」の普及等を図った。
- (7) 北海道における観光振興策の観点から、観光基盤の整備、観光資源情報ネットワークの充実、アウトドア活動に資する施設整備や農山漁村における自然体験型活動等の積極的支援を行った。また、沿道景観整備等による美しいドライブ環境の創造と美しく個性豊かな北海道づくりを目指す「シーニックバイウェイ北海道」の本格展開に向け、その制度設計を行った。

(8) 沖縄の観光振興を図るため、沖縄振興計画等に基づき、多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成に向け、観光振興地域等の整備をはじめ、人材の育成、国内外に観光情報を提供するための共通プラットフォームの構築等の施策を展開した。また、沖縄の豊かな自然、歴史、文化等を生かして、沖縄空手を通じた交流推進事業やエコツーリズム、世界遺産の周辺整備、体験滞在交流の促進等、ソフト・ハード両面にわたる取り組みを進めるとともに、美しい沖縄の景観形成に配慮した基盤整備に努めた。

(9) 豪雪地帯、離島地域、奄美群島・小笠原諸島、半島地域の観光振興に向けた取組を実施した。

2 観光地の魅力演出

- (1) 緑豊かで良好な景観の形成を図るため、いわゆる景観緑三法（「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」）が平成16年12月に施行され、景観計画の策定など景観形成の推進を図った。
- (2) 良好な街並み、農山漁村空間、水辺空間、道路空間の形成のための事業を実施し、観光地の景観づくりを推進した。
- (3) 自然を活用した都市農村交流の機会づくり、文化遺産を活用した地域づくり、高齢者・障害者等が楽しめる観光地づくりや様々な情報提供等、観光地の魅力の向上に向けた取組を実施した。

3 自然・環境や文化遺産・世界遺産の保全

- (1) 自然公園の保護管理や環境保全、温泉の保護、野生生物の保護、観光資源保護活動、環境衛生施設の整備などの施策を推進した。
- (2) 文化財の保護、歴史的風土の保存、世界遺産の保存等を図った。

4 観光資源保護活動等の推進

「観光道徳の高揚と観光資源の保護週間(観光週間)」(毎年8月1日から7日)等を実施するとともに、自然保護思想の普及や緑化意識の醸成、文化財愛護思想の普及を図った。
また、ナショナル・トラスト活動への支援を行った。

5 観光関連施設の整備

- (1) 博物館等の文化施設、スポーツ施設や、オートキャンプ場・自然体験施設等の観光レクリエーション施設等の整備を促進した。
- (2) 過疎地域の自然・文化・歴史・景観等の優れた地域資源を生かし、交流を図るための遊休施設等の整備を進めた。

第6章 観光産業の育成・高度化

第1節 旅行業

多様化する旅行者ニーズに対応するため、旅行業法を改正し、新たな旅行形態として「企画旅行」を導入するとともに、旅行会社の旅程管理責任の範囲を拡充し、旅行者保護の充実を図った（平成17年4月1日より施行）。

第2節 ホテル・旅館業

ホテル・旅館のうち、外客の宿泊に適した一定水準以上の施設を有するものについては、「国際観光ホテル整備法」に基づき登録し、その施設整備を支援しているほか、これらの登録ホテル・旅館の宿泊情報を外国人に提供している。

第3節 産業連携の動き

観光は、政府だけでなく、官民一体となった取組や民間による自主的な取組が重要であるが、近年、このような産業連携の動きが加速している。

官民一体となった取組として、民間有識者で構成する「観光立国推進戦略会議」が観光立国関係閣僚会議の下に平成16年5月から開催され、精力的な検討を重ね、同年11月に報告書を取りまとめた。

また、民間による取組としては、（社）日本経済団体連合会において、観光委員会（委員長：江頭邦雄評議員会副議長・味の素社長）を16年10月26日に立ち上げたほか、地方においても、民間が主体となり、行政と連携を図りながら地域観光振興方策を検討する「観光を考える百人委員会」等が開催されている。



（観光を考える百人委員会）

第4節 高等教育機関における観光教育

国土交通省では、大学等高等教育機関における観光教育の現状について調査を行うとともに、観光分野における人材養成のあり方について検討を行った。平成16年度末時点では、観光関連学部が3大学に、観光関連学科が20大学に開設されている。

第5節 観光統計の整備

国民の観光志向は多様化しつつあり、また外国人旅行者の日本での行動等は国籍や季節等によって異なることから、これらの動向を把握しつつ政策に反映させるには、きめ細く速報性のある統計調査が必要である。

しかしながら現在、自治体が行っている観光統計は自治体ごとに個別に行われ、比較や集計ができない状況にあるなど統計整備に不十分な面が見られることから、調査手法の統一等比較検証が可能な統計の整備が必要である。

第7章 交通機関等の利便向上

第1節 旅客輸送機関等による観光の利便向上

日本の鉄道に不慣れな外国人旅行者でも乗降駅や乗換駅を特定しやすいよう、東京及び大阪の地下鉄等において、路線名や駅名をアルファベットや数字で表すナンバリングを実施した。

また、高速道路におけるETCを活用した多様で弾力的な料金設定、中部国際空港等主要空港の整備、別府港等の旅客ターミナルの整備等を実施した。



(中部国際空港)

第2節 高齢者・障害者等が楽しめる観光地づくり

高齢者・障害者等の移動の円滑化を図るため、公共交通機関におけるバリアフリー車両の導入や、歩道の段差解消、宿泊施設・文化施設等でのスロープやエレベーターの設置等の一層のバリアフリー化を図った。

第8章 観光に係る安全対策

事件・事故にあった日本人に対して、迅速かつ適切な援護に努める一方、渡航にあたって特に注意が必要な国・地域について、外務省「海外安全ホームページ」や旅行会社を通じた「危険情報」等の情報提供、周知を図った。

また、宿泊施設や林野の火災防止対策の推進、山崩れや雪崩等の災害を防止するための観光地における自然災害防止対策の推進、気象等の観測及び防災気象情報の提供、山岳遭難や水難の防止対策を推進した。